

# 『新撰姓氏録』における姓意識と渡来系氏族

菅 澤 庸 子

## はじめに——問題の所在——

小中学校の歴史の教科書の後ろに付いていた年表の、「奈良時代」と書かれた青い帯から「平安時代」と書かれた赤い帯に変わる、九世紀の始まりは丁度その代わり目の線に当たる。年表に線の引かれたその日から社会が一変して新しい時代になったというのでは勿論ないが、都を奈良から京都に遷した桓武朝、京都（平安京）を都とこの先も定めた嵯峨朝の朝廷側には、時代の節目となる意識が働いていたことは確かであろう。じっさい桓武朝は、律令制の再建がなされた時期とされ、九世紀は政治をはじめ社会経済文化等さまざまな面で画期となる時代と見做されている<sup>①</sup>。新しい時代への過渡期、社会が変貌していく中、日本人の対外意識はどうであったのか。九世紀は日本における対外意識形成の軌跡を知る上で、画期となる時代の一つといえる。

対外意識を考える場合、外交と内側に在在している出自の人々に対する処遇という外と内の二つの面から考察する必要がある。このうち今回は内側の、日本に在在している外国出自の人々、すなわち渡来系氏族に対する意識を取り上げる。田中史生氏によると、渡来直後は姓名の前に「○○（出自国）人」という表記が付き、行政思想上帰化し

ていたとしてもいまだ日本の風俗になじまない者という意識が窺われるが、二世から三世代後には等しく「○○人」という表記はなくなり、日本の風俗（「和俗」）に溶け込んだ存在とみる意識がみられるという<sup>②</sup>。当時どこまでがよそのもの即ち「外」で、どこからが「内」なのか、それは立場や対象によって異なるであろうから、明確な境界線を引くことは困難である。しかし、少なくとも同時代の九世紀に新羅から渡来した人々と、何世紀も前、田中氏の指摘の視点からいうと、二世、三世代以上前に渡来して日本に居を構えている人々とは分けて考察すべきであろう。

前者のこの時期大量に渡来してきた新羅人に対しては、新羅との外交関係が直接作用してくることは必至である。これに対して、後者がどう対されたかは、この時期における内と外との境界線を考える上で留意されるべき点である。また外的要因が直接影響する前者に比べて内的要因の影響を映しやすいいとされる。新しい時代への過渡期、日本の社会が変貌していく中で生じた意識を窺うという意味で、ここでは特に後者の以前から日本に在在している渡来系氏族の人々を対象に考察をしたい。

さらに考察は姓せいというファクターを通して行うこととする。上述し

たように、九世紀はそれまで律令制を基とした古代国家が変貌をとり、再編が意図された時期である。律令制国家は班田收授の法をもとに個別の人身支配を通じた税収が基になっている。その個別人身支配を意図したものが戸籍であり、戸籍に他者と区別した個人の特定を目的に付されたのが古代における律令的姓とされている。また、もう一方で律令制は太政官制に拠る官人層によって支えられていることを特色とするが、その官人社会の秩序を表す標の一つが律令的姓に含まれるカバネである。天皇はカバネを含んだ姓を各人に賜与する。中央の氏に与えられたカバネの忌寸以上は従五位以上賜与の階層と符合する貴族であり、官人層の上下集団は個々に与えられる位階、官職のほか、個人より広い同族という範囲に与えられるカバネによっても秩序が表される。姓は、律令制における人民支配と官人秩序把握において重要な位置を占めていたといえる。姓に関わる意識の変化はすなわち社会的意識の変化の一面を映すといえよう。

周知のように九世紀初頭には、広く諸国に対して諸氏の本系帳の提出が命ぜられ、その成果として勅撰の氏族系譜の『新撰姓氏録』が編纂される。当時における姓政策の一大事業である『新撰姓氏録』の編纂を軸に、姓関連にみられる意識を追い、渡来系氏族との繋がりが、そこから推察される社会的な位置について考察をおこなう。

## 一 『新撰姓氏録』の構成

### 1 『新撰姓氏録』の編纂

延暦十八年（七九九）以下のような勅が出された。

勅 天下臣民 氏族已衆 或源同流別 或宗異姓同 欲據譜牒

多経<sub>二</sub>改易<sub>一</sub> 至<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>籍帳<sub>一</sub> 難<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>本枝<sub>一</sub> 亘<sub>下</sub>布<sub>レ</sub>告<sub>二</sub>天下<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>本系帳<sub>一</sub> 三韓諸蕃亦同 但令<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>始祖及別祖等名<sub>一</sub> 勿<sub>レ</sub>列<sub>二</sub>枝流并継嗣<sub>一</sub> 若元出<sub>二</sub>于貴族之別<sub>一</sub>者 亘<sub>下</sub>取<sub>二</sub>宗中長者<sub>一</sub> 申<sub>レ</sub>之 凡厥<sub>レ</sub>氏姓 率多<sub>二</sub>反濫<sub>一</sub> 亘<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>耀美<sub>一</sub> 勿<sub>レ</sub>容<sub>二</sub>詐冒<sub>一</sub> 来年八月卅日以前 惣令<sub>二</sub>進<sub>一</sub> 便編入録 如事違<sub>二</sub>故記<sub>一</sub> 及過<sub>二</sub>敵程<sub>一</sub>者 亘<sub>下</sub>原<sub>レ</sub>情科処 永勿<sub>レ</sub>入録<sub>上</sub> 凡庸之徒 惣集<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>卷 冠蓋之族 聽<sub>二</sub>別成<sub>一</sub> 軸焉 (『日本後紀』延暦十八年十二月戊戌二十九日条)

「欲<sub>レ</sub>拠<sub>二</sub>譜牒<sub>一</sub> 多経<sub>二</sub>改易<sub>一</sub> 至<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>籍帳<sub>一</sub> 難<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>本枝<sub>一</sub>」とあるように、図書寮で保管している氏族の譜牒は改易事項が多く、籍帳も氏における本枝の流れは弁じ難いという事情から、天下諸国にむけて諸氏の本系帳提出を求めたものである。

これより前、八世紀の中頃から、七世紀末の朝鮮半島統一戦争時大量に日本に亡命し、そのまま定着した人々を日本のカバネ秩序に組み入れる政策が、段階を追って行われた。伊藤千浪氏の研究<sup>⑥</sup>によると、桓武朝に至った頃は、このうごきに伴って、それ以前に渡来していた人々で、八色の姓より古いカバネを有していた人々が上位のカバネを請ううごきや、相対的なカバネの地位の低下で、実際の官人層の上下秩序とカバネ姓の秩序が符号しないという問題が表面化していたという。桓武朝では当時の官人界に即したカバネの再編を目し、賜姓が積極的に行われた。

本系帳の提出は、この姓制度の再編策の延長線上のものといえるが、社会の様々な情勢から盛んに改姓が行れた折、改姓根拠の実の監査において、信頼できる資料を欲していたことが窺える。さらに諸国に本系帳の提出を課した後の大同二年（八〇七）、改姓の申請を年中

までと一旦期限をきめる官符（『平安遺文』一五二号文書所引）が出されたことなどから、蒐集した本系帳をもとに姓氏録の編纂事業が進められていたことが窺われる。それが勅撰の氏族系譜書となって成立したのが、嵯峨朝弘仁年間成立の『新撰姓氏録』である。弘仁五年（八一四）に奏進された際は神別・皇別・諸蕃という構成であったが、嵯峨天皇所生皇子の源氏賜姓以降弘仁六年に再度の奏進がなされ、皇別・神別・諸蕃という構成に至った。

本系帳は全国に提出を指示されていたが、弘仁に完成した『新撰姓氏録』は畿内に本籍をもつ氏族の系譜を修めたものである。現存する写本は全て抄本であり、畿内諸国ごとの氏族の姓と出自の部分しかないが、佐伯有清氏らが逸文から考証された結果、完全な形では氏族の姓、出自、改姓記事および系譜の伝承も記載されていたと考えられている。佐伯氏によれば、『新撰姓氏録』はその後、六国史の改姓請願記事などに根拠として引かれたり、改訂されていた。中央の氏族達にとって、また中央官人が及ぼす力が有効であり、影響力が及ぶ諸場面において、姓秩序の根底資料として存在していたと思われる。

構成は先に触れたように、皇別、神別、諸蕃の三分類（三体）で、この大分類内に、行政単位である国ごと、氏族の譜が並ぶ形となっている。編纂の際、先行する勅撰系譜書として恐らく念頭にあったであろう唐の『貞観氏族志』『姓氏録』の体裁と比しても、祖の出自分類（三体）による体裁分けの形は日本独特のものである。

## 2 三体構成に対する先学の評価

これに対する先学の研究史をみてみると、中国・唐の『貞観氏族

志』編纂の経緯が、唐を建国した太宗が新国家体制に即した氏族の順位付けを行う事を目的としてその順に本貫地ごとの氏族を記す体裁にしたことをうけて、日本の『新撰姓氏録』においても、構成の順序は社会秩序の順列を表すものと解釈した関晃氏の説がある<sup>⑧</sup>。関氏は、さらに最初の奏進時に神別が皇別より先の構成になっていたこと等に鑑み「実際の政治上の地位や勢力は別として、系譜の尊卑を問題とする場合、神胤を貴とする観念が弘仁の頃も強く一般を支配しており、それまでの氏族書も、そういう編纂法に従う慣例が存したこと」を打破しようとしたものであり、「律令体制下における旧勢力の後退、皇室権の伸長、官僚世界の形成」という方向に撰述の根本事情を探ることが姓氏録の史的位置づけをたたく行いうる途とした。

これを批判して、佐伯有清氏は大著『新撰姓氏録の研究』<sup>⑩</sup>のなかで、『新撰姓氏録』の編纂理由は、当時社会問題となっていた冒姓に對することが大きく、その真偽をはかることができる部分、すなわち『新撰姓氏録』のうち各氏族の詳細な改姓記事を載せるところにこそ意味ありとし、三体の分類自体は、天武八姓の頃すでに存在していた配列であることから、大きな意味を認めない説が提示された。また、皇孫よりも神胤を貴とする観念が古くからあったとする関氏の論に対して、阿部武彦、津田左右吉氏の所説<sup>⑨</sup>を引用し、記紀では大伴、中臣、忌部氏らの祖先系譜が絶対神によって統一されていることはないが、『古語拾遺』ではそれらの祖先神が絶対的なものによって統一されていることや、渡来系氏族が彼らの祖先を結びつけていった魯王・吳王・高麗王・漢高祖等をさらに天御中至尊にむすびつけた「倭漢惣歴帝譜図」の大同年間における流布記事（『日本後紀』大同四年（八〇九）二月

窓 五日条)から、「おそらくこのような思想は記紀の頃にはなく、した

がってこの頃の系譜書も神胤を貴とすることはなく、九世紀初頭から盛んになったものであって、神々に血縁関係をつけ、さらに絶対神によって統一しようとする考え方から、あらたに生じたもの」とした。

諸氏の家系譜を精力的に研究している溝口睦子氏の見解も、「(出自は)その氏が大和朝廷内において占めている地位や政治的立場を示す一種の旗印の如き役割を果たしており、その下に集合している氏のグループは何らかの点でお互いの結びつきをもったグループである」という理解から、三体で表現される出自構造は、「基本的には大化前代の政治の構造に対応したものであるが、八世紀以降もなお一定の現実的効用をもつところから必要とされ用いられていた」、三体の分類と配列は「姓氏録にとっては止むを得ずとらざるを得なかった分類」とされている。

また、三体の分類、特に諸蕃を分化、独立せしめたことに注目して、ここに大きな意義をみいだしているのが田中史生氏である。『新撰姓氏録』の編纂以後の八三〇年代より、日本は前代の中華の概念を転換し、新羅人に対して「帰化」を認めないという施策をとる。こういった外交上の背景から、諸蕃を国の外に実在する外国に求めるのではなく、国の中に在在する外国出自の人々に求め、異民族を支配する天皇を中心とした世界が国内で半永久的に維持され完結しうる「姓氏録の論理」が、当時以降の古代日本の世界観として働くようになったという。

それぞれ示唆に富む考証であり、編纂された時期の社会背景、姓氏録を構成する個々の系譜の成立事情と性格、律令の中華の世界観とい

ったものをまず問題意識として前提に於てなされた解釈と窺われる。これにもうひとつ、勅撰の系譜書そのものの意味をまず考える視点も重要であろう。唐の例に日本における前史も加えて次章でみてみることにする。

## 二 『新撰姓氏録』編纂と構成の意義

### 1 勅撰系譜書編纂の史的意義

日本が国家として各氏族の系譜書の提出を求めたのは、文献上では持統天皇五年(六九一)の、大三輪氏ら十八氏の「墓記」提出が初めである。持統天皇期は天武天皇の時うち出された政治路線の継続を旨となされたといわれているが、周知の如く天武天皇の時は律令制を導入しての古代国家体制形成の柱となる施策が出された時期で、律令官人のヒエラルキーを意図した八色の姓の他、浄御原律令の制定、各地の有する歌舞など芸能の収集と国家儀礼化、天皇号、日本国号の使用などがなされ、天武末年から計画され持統期に完成した藤原京は初めの中国的都城で、浄御原律令の理念のもとで造営されたといわれる。「墓記」がどのような書物であったかは詳細は不詳であるが、その名称からして、各氏族の墓碑に刻まれる如き内容、すなわち代々の祖先の功業が記されていたと目されている。当時が国家体制の秩序作りをめざしていた時期であることから、各氏族の歴史とそれに付随する系譜の掌握は、すなわち国家に対する各氏族の事績の意味付けと一族の人的繋がりとの把握に繋がるものであろう。「墓記」は、天武天皇十年(六八一)編纂された『帝紀』および『上古諸事』などと共に、後代完成する『日本書紀』編纂の際の原資料とされたと考えられてい

る。『日本書紀』は古代国家が正史として編纂した六国史の中でも、天地開闢の初めから国の生成の歴史を国家体制の生成という主題のもとに整理し、当代国家に対する事績という形で氏族の伝承と秩序盛衰も記されていることから、氏族系譜の国家体制側からみた集大成の書としての意味合いも含まれているといえる。氏族の系譜は、「弘仁私記序」に「凡厥天平勝宝之前（注略） 毎二代使天下諸氏各獻本系謂譜牒為本系也 永藏秘府不得輒出 令存函書寮二者是也」とあることから、天平勝宝以前に一代毎にその本系を書き上げ提出されていたといわれる<sup>④</sup>。

次に古代国家が氏族系譜の集大成をなしたのは、天平宝字五年（七六一）から同七年（七六三）ごろ編纂事業が行われたという『氏族志』である。天平宝字元年に日本の風俗に附した渡来人に対し、申請したら悉く賜姓するという勅が下され、先述した半島統一戦争時亡命した渡来系氏族を日本のカバネ秩序に組み込む政策が展開された頃にあたる。また、このころは藤原仲麻呂が政権を掌握した時期であり、仲麻呂により太政官の名称が変えられ、また紫微中台という皇后宮職をもとにした組織を別に設け、新たな権力組織の構造が組み込まれた時である。また、完成には至らなかったが、この頃に『続日本紀』の草稿（文武から孝謙までの曹案三十巻）が纏められており、おそらくこの時期で完成させる意図のもと編纂がすすめられていた<sup>⑤</sup>。但し『氏族志』も『続日本紀』も、天平宝字八年に仲麻呂の乱で、仲麻呂政権が終りをづけ、完成されるには至らなかった。

この後、氏族に系譜書（本系帳）を提出させる政策を出したが、桓武期である。また前節で述べたとおり、カバネ秩序の再建も行われ

た。そして、その集大成として編纂され完成したのが、嵯峨期の『新撰姓氏録』である。

それぞれを通してみると、氏族の系譜書を蒐集し、まとめようと目される時期というのは、それぞれが政治体制の構築あるいは再建を目していた時期にあたる。また天武天皇の時に『古事記』『日本書紀』の編纂事業の基礎がはじまり、仲麻呂政権時に『続日本紀』の編纂が完成を目しておこなわれ、桓武天皇の時に『続日本紀』が完成し、嵯峨天皇の時に『日本後紀』の編纂が進んでいたこと（完成は仁明朝の承和七年）を鑑みるに、それぞれの時期に歴史書の編纂を行っていたというのも、ひとつの時代が幕をとり現在あらたな時代を構築しようとしている時代意識を有していたことの現れとみることができよう。

翻って、先行して氏族系譜書が作られていた、そして恐らく日本がそのお手本として念頭においていた中国・唐の勅撰氏族書の作成の流れをみてみると、唐代で勅撰の系譜書が作成されたのは、唐を建国した太宗治世下の『氏族志』（唐・貞観八年撰、貞観十二年補修、百三十巻）、則天武后が政権を掌握した頃に編纂された『姓氏録』、武后の後政権を掌握して開元の治を行った玄宗皇帝が編纂した『大唐姓系録』（先天年中撰、二百巻、開元の初補修）の三つである。いずれも政治体制の大きな変化が起こった際に、編纂され、時々の勢力ある氏の地位の変動を反映させる意図で書き換えが行われた様子が『唐会要』にも記されている<sup>⑥</sup>。但し、ここで注意しなくてはならないのが、唐の政治社会体制と、当時の日本のそれとは異なることであり、唐においてなされたことが、そのまま日本においてもなされたかは、検討を要す

窓  
るということである。ただ、氏族の系譜が時の政権のもとで整理さ

れ、すなわちその時世にその政権にとって有効と思われる規準で意味付けされ、蒐集されて把握されること、またその時期が唐においても日本においても政治体制の構築・再建を意図していた時期にあたること、この点は共通した基本的な性質と云ってよいと思われる。

編纂当初に意図したように全国を対象としたものには成らず、畿内のもものとなったこと、提出していない氏族が多数あったことなどからみても『新撰姓氏録』が編纂した側の意図にどれだけ添った形で完成したかは不明であるが、その構成、分類は国家編纂物のもつ意義として、意味を持ったものであったと思われる。序列を表するものが、官位や官職、同じ姓に含まれるカバネなど他にも存在することを考え併せた時、これがどれほどの絶対的価値を日本社会においてもったかはまた別の問題であるが、一つの規範として三体による順序づけという考え方がここに示されたことはいえるであろう。

## 2 三体の配列と八色の姓との関連について

書物に記載されている内容は勿論のこと、その国家的編纂という事業にも歴史的意義が認められるならば、その構成にも当時の意識の一面を知る意義が存在している。『新撰姓氏録』の構成された皇別・神別・諸蕃の配列の思想の存在である。また、一章二節で記したように、編纂当時、神別の氏においても諸蕃の氏においても超越した統一神をおく思想、すなわち皇別・神別・諸蕃も並列した存在としてみる思想が生れていた。『新撰姓氏録』編纂時における姓をめぐる意識として問題にしなくてはいけないのは、この並立した二つの思想である

う。

二つの思想の生じた背景について考察するまえに、まず留意しなければならぬのは、前者における「皇別・神別・諸蕃の順序は姓氏録にはじまったものではなくて、すでに大化改新以後行われていたと思われる、天武天皇が八色の姓を制定したとき、この配列はすでにみられる」という佐伯氏の指摘である。

佐伯氏も引用している竹内氏の論にあるとおり「天武八姓制定の真の目的は、皇親の社会的地位を確立し、これによって天皇絶対性の一支柱たらしめんとするにあ」り、「親王・諸王・准皇親（真人）・遠皇親（朝臣）・非皇親（宿禰）・下層官僚（同時に下級階層）の段階を固定し、その最上に天皇が臨むというヒエラーキーの確立」がなされたと思われる。竹内氏が皇親、非皇親と分けた分類を、佐伯氏はさらに発展した形で、「真人は皇別（一部神別もふくむ）、宿禰は神別（一部皇別もふくむ）、忌寸は神別、諸蕃にあたり」とし、天武天皇が八色の姓を制定したとき皇別・神別・諸蕃の配列はすでにみられるとされた。しかしその八色の姓において確認できる皇別・神別・諸蕃の配列が、そのままカバネ秩序による律令官人層のヒエラルキーの原則と同義と見做していいのかどうかということである。

確かに、皇別・神別・諸蕃の順は、八色の姓のころカバネを附された氏族の出自を追ってみると存在していたといえるが、制定当初、国家形成の貢献度により社会集団の出自自体を体制に即した形で意味付けていた頃において、氏族たちの官人としての等級秩序をあらわすカバネと、出自による分類の別が層として重なっていたとしても不思議はない。天智・天武政権が古代国家形成のため導入し国家の軸としよ

うとした律令的姓は、班田の耕作者に対して班田を授与する天皇のみが賜与できるものであり、姓に含まれるカバネは政権、ひいては政権の代表者である天皇への貢献によって与えられるものである。官職の任命対象や位階の授与対象は、蔭位の制などにより、事実上有しているカバネによって規制され、忌寸以上が従五位以上の貴族層となる社会層の固定は制されていたが、姓の基本的な性格は天皇との個別の繋がりからなっていることから、代が変わり、その時々へ貢献度の高い台頭してくる人のうごきによって、賜与されるカバネの対象氏族は変化する余地は充分にあった。仲麻呂政権下の渡来系氏族への実情にあったカバネ秩序への参入政策や、桓武天皇期のカバネ再編施策は、官人の人的構成を再生する機会として、大きなものであったと思われる。

そして、八色の姓が制定された当時は忌寸より上のカバネを有した諸蕃の氏族はなかったが、『新撰姓氏録』編纂当時には、百済系の菅野朝臣、高句麗系の高倉朝臣、中国系の坂上大宿禰など臣下で最も高位のカバネである朝臣や大宿禰を有した氏族が存在していた。旧来の氏族制度とは異なる、律令官人としての実際の官職や貢献度によるヒエラルキーを築くという八色の姓本来の趣旨に添った形で、前体制（天武朝当時の体制も一世紀以上たったこの時期では前体制である）の貢献度による官人層ではなく、現体制（桓武朝、嵯峨朝）への貢献度による官人層の上下層形成は、カバネを賜与し、編成し直すことで目されていた。このことから、以前は官人秩序のカバネ秩序と重なり乖離していなかった皇別・神別・諸蕃の順の思想は、八色の姓で形成され踏襲されている官人秩序のカバネ秩序とは別に、出自ごとの順の

思想としてこの時期現れたということにならないだろうか。聯綿として続いてきた八色の姓以降の思想とみるよりは、当時の社会状況によって想起されたものとみるべきと考える。

以下、改めて編纂当時みられた二つの思想の背景を探るために、章を改めて、編纂期にあたる延暦期から弘仁期の姓をめぐる事柄における変化について考え、手がかりとしたい。

### 三 改姓関連における変化からみた姓への意識

延暦期から弘仁期における姓をめぐる事柄における変化については、義江明子氏が改姓時に根拠の証左とする記録は戸籍（庚午年籍）しか文献に現れていなかったが、延暦年間から「家牒」もみられるようになったとの指摘をおこなっている<sup>8)</sup>。また、『新撰姓氏録』編纂時に正誤を勘考する記録として「古記」（新撰姓氏録序）「書府旧文」（新撰姓氏録奏進表）が用いられたことが知られており、これらが具体的に何を示すかには『日本書紀』、『古事記』、『記紀』以外の古記録、姓に関する官符類など所説あるが、姓氏録本文中に「日本紀合」<sup>9)</sup>「日本紀漏」などの記載がのこっていることから、この中に『日本書紀』が主として用いられていたであろうというのは概ねの理解となっている。さらに弘仁の頃から始まった日本書紀講読の記録である『弘仁私記』の序に、姓の混乱を正すのが講読の目的と記されていることから、『日本書紀』の講読と『新撰姓氏録』の編纂を結びつけて考察することがなされている。以下、家牒の重要度の上昇と『日本書紀』への関心の二点について、姓への考え方、意識との関連の可能性を含めて考察してみよう。

史

義江氏によれば、『続日本紀』延暦九年（七九〇）七月十七日条に載る津連真道らの改姓請願記事に根拠として引かれている「国史家牒」が、改姓時に根拠として家牒が用いられた文献上の初出である。

この改姓請願にあたっては、百済国貴須王の後裔と称する津連氏が百済最後の王・義慈王の子孫である百済王氏とともに請願にあつてゐる。これは、延暦十八年（七九九）十二月にだされた本系帳提出の勅に、貴族の別から出ている場合は宗中長者がこれを署申し枝流氏の主張を証明するように書かれていることと、符合する。

「弘仁私記序」に天平勝宝以前に代が替わるごとに氏族譜を提出していたと記され、天平宝字年間には『氏族志』編纂に伴い本系帳の提出がなされていることから、氏族の氏上にあたる氏は、家譜を作成していたことが推測される。それまで永代不変の書とされた庚午年籍の記載の正誤を根拠とする改姓や個人的な貢献を賞されての改姓が殆どであったのが、年代が下るにつれて戸籍では氏の大系の全貌や個々改姓年次と範圍を勘訂することが難しいことや、戸籍自身が当時の絶戸、冒姓の氾濫から窺われるようにその信頼度正確度が減じたことも、各氏が有する家牒の記録としての重要度が増した理由と考えられるだろう。律令制の根拠を支える戸籍作成、管理、活用の変容がその背景に存在しているといえる。

ともあれ当時、姓秩序再編期において盛んに許可申請された改姓にあたっては、宗中長者の有する家記を証左とした同祖關係の証明が重要視され、祖が一緒であることは氏が一緒であること、という理念が当時存在していたと義江氏は指摘する<sup>⑤</sup>。そのもとに希望する姓に改め

ることが許可されるという仕組みになっていた。祖が誰であるかが改姓の焦点となるということで、自分達のルーツを血脈による解釈で繋げる意識がたかまっていたと思われる。『書紀』にのる氏族の系譜に「或る本に云わく」と異説が多く、『新撰姓氏録』では矛盾する異説がそのまま載せられているように、元来民間にはさまざまな異説が存在していたと思われるが、『新撰姓氏録』編纂期の弘仁年間に「弘仁私記序」に記されている「神別記」「庶民雑姓記」「諸蕃雑姓記」など様々な姓氏関連書が一般に流布していたことは、この意識の現れととれる。

また、大同四年に流布した漢高祖や魯王、高麗王など渡来系氏族が祖として仰ぐに足る系譜上の偉人を絶対神の天御中主命と結びつける「倭漢惣歴帝譜図」や、中臣氏、忌部氏らにみられる、同じく天御中主命などの絶対神を系譜の統一におく思想も、この意識の延長上、自己の氏族の正当性や地位を祖に求めるところにみることもできる。祖の天皇や政権への貢献を根拠にするのではなく、天皇の祖をも超越した存在の絶対神に祖を結びつけるところに、天皇制確立より前の古い伝承を誇示する立場、あるいは新興勢力としての自信に裏打ちされた新しい觀念の創出が窺える。

いま一つここで注目したいのは、『新撰姓氏録』で左京皇別下に修められた吉田連らの存在である。彼らは『新撰姓氏録』で孝昭天皇の子孫である彦国葦命の後裔と進上し、朝鮮にわたった日系人の子孫と記している。この真偽については、末松保和氏、佐伯氏をはじめ、日本<sup>⑥</sup>の氏族をかたった詐称であろうと解釈されている。延暦九年に改姓を申請した韓国連<sup>⑦</sup>についても、同様の解釈がなされている。



彼らの奏上の内容の真偽は別として、大化前代に朝鮮に帰化した日本人の例は『日本書紀』に幾つかみとめられる。⑧そして神亀元年（七二四）年二月四日の詔によって官職を有する渡来系氏族にカバネ秩序組み入れを旨とした賜姓がなされた際に、吉田連の祖の吉宜らと同じ日付で賜姓された物部用善、久米奈保麻呂らは、明らかな朝鮮帰化の日系氏族帰国者と思われる。彼らは他の百濟滅亡時の亡命渡来人とともに、官職により供奉をしてきた「韓人ども」（『続日本紀』神亀元年二月四日条詔）として、詔でその貢獻を賞されて賜姓された。

一方、先述の「弘仁私記序」に載る弘仁年間流布した民間の氏族書「諸蕃雜姓記」に田辺史、上毛野公らが載っていることに対して、「弘仁私記序」では「己等祖是貴国將軍上野公竹合也」と称した伝承を載せ、祖が日本人であり「諸蕃雜姓記」に載せて諸蕃とすることは誤りとする注を付している。神亀元年ごろは日系帰国者も「韓人ども」に対する詔の対象として厳密な境を敷いてなかったのが、「弘仁私記」では祖が日本人であることを根拠とした日系人という考え方を示している。佐伯氏らが指摘するように渡来系氏族のなかに皇別、神別の系譜をつくりあげていったものの存在、そのような意識の存在も特筆すべきことであるが、血脈を重視する考え方から特に意識して日系人をいう意識も存在したこともいえるのではないだろうか。

## 2 『日本書紀』への関心

『日本書紀』は日本が古代律令制国家の成立をめざした時期に、当時東アジア世界において文化的国家として認められるに必要な律令という成文法を備え、戸籍を造り、地方の民俗、宗教を整備し、国の成

り立ちを記した歴史書を編纂するという流れの中で成立した古代の正史である。当然、当時成立をめざした天皇中心とした国家の正当性を述べるものであり、各氏族の有する伝承、神話は天皇中心の系統として修められた。完成・奏上された直後の養老年間に一度講読されているが、これは完成された内容の披露と解されている。これ以来、九十一年ぶりに弘仁三年から四年にかけて、多朝臣人長を執講として外記曹局において参議従四位下紀朝臣広浜、陰陽頭阿部朝臣真勝ら十数人の臨席で講読がなされ、以降ほぼ三十年ごと六回にわたる講書が行われた。⑨そのうち弘仁の講書は、講読ノートである『弘仁私記』の序に講読の目的を姓の混乱を正すためと記してあることから、当時編纂されていた『新撰姓氏録』と関連づけて考えられている。⑩

関晃氏は、弘仁期が律令制弛緩という現状に対峙している時期であることに鑑み、弘仁期に始められた『日本書紀』の講読を、新たな再建の道を探す「日本の古代史の再発見」とした。⑪物事の再建を試みるときには、そこに至る経緯を見直し、現状を正しく把握したのちに、その打開策を講じるものである。関氏の指摘は重要な視点であると思われる。

これに関連して、弘仁十二年（八二一）に文章博士が明経博士をぬいて従五位相当の大学教官中最高位となり、⑫学問の中心が儒教の經典の理論を説く明経道から歴史と文学を説く文章道に移したことも注目される。社会の倫理・宇宙の原理を論ずる經典から、実際に起こった実績を語る歴史や人の感情を具体的効果的に表現する詩歌へ、すなわち抽象的な理論から具体的な実践例に学問の中心が移ったと言え換えることができよう。文章道で説く歴史は、そのテキストが『史記』

『漢書』等であり、中国の歴史であるが、このことから触発されて自国の歴史への関心が高まることも考えられる。天長三年（八二六）三月、藤原緒嗣が、当時来日した渤海使に対する紛糾を述べた意見書を朝廷に提出した際、礼節を重んじた例として儒教經典の『礼記』のほかに、『日本書紀』に載る菟道稚郎子の伝承を挙げて論じていることは注目される（『類聚国史』巻百九十四 同年三月朔日条）。

『日本書紀』の書物としての性格を考えると、天皇中心とする国家の正当性を述べる必要から氏族神話を天皇中心の系統として整理しているこの書を、氏族出自の正当性を勘考する主たる資料として使用するならば、出自の祖を基とした配列の順は、皇別が有位にたつ順になることは想像に難くない。その一方で、時間的経過の順でいえば、姓氏録の皇別氏族が最も古い祖として挙げる神武天皇が現れる以前の神代に、その遠祖として神別氏族の祖が記されている編年体書式の『日本書紀』の構成は、最初の『新撰姓氏録』の奏進時に、神別・皇別・諸蕃の順となっていたことも、矛盾しない。

最終的に、最初の奏進以後、現在の天皇（嵯峨天皇）の皇子たちに源姓が賜姓されて皇別の氏族として『新撰姓氏録』に収録される事を契機にして、再度の上奏時に皇別が神別よりも先にくる構成となったことは、古代国家体制の正当性の理由づけという『書紀』の編纂目的に叶う形になったともいえる。

## むすび

古代国家の骨組みである律令制が弛緩し、その再建策の探索が為されていた九世紀、人的支配の要である姓においてもカバネの再編をは

じめ、姓制度の再生の足掛かりとなる施策の流れのなかで編纂された勅撰の氏族系譜書・『新撰姓氏録』は、姓氏録が編纂された当代の氏族の官職・官位秩序を表するカバネの配列ではなく、氏族の祖の出自グループによる配列（皇別・神別・諸蕃の三体）によって構成された。これは当時横行していた冒姓を防ぐ対策が急務であったこと、改姓にあたっては祖が誰であるかが重視されており、氏の改姓の過程とともに同祖の氏族を把握し大系づけるものが冒姓を勘考する際に必要であった編纂側の事情と考えられる。

改姓にあたって祖が誰であるかが重視されていたことは、当時さまざまな社会情勢の変化の中で改姓が盛んになされていたことを鑑みるに、冒姓目的でない人々にとっても、改姓に重要な位置を占める祖に対する意識が高まったことを思わせる。宗中長者の家記が姓の申請にあたって必要とされたこともまた、自己の祖に繋がる血脈の縦の繋がりに加えて現在に広まる同族の横の繋がりに対する認識を再確認させるものとなったであろう。

編纂期には民間にさまざまな系譜書が流布し、その認識のさまざまな広がりや発展のさまを窺いしることができる。なかでも渡来系氏族の系図として祖を遡った先に宇宙の絶対神・天御中主命を置く「倭漢惣歴帝譜図」や中臣氏・忌部氏にみられる同様の系譜の存在は、自己の氏族の正当性や地位を祖の天皇や政権への貢献に求めるのではなく、天皇の祖をも超越した存在の絶対神に祖を結びつけるところに、天皇制確立より前の古い伝承を誇示する立場、あるいは新興勢力としての自信に裏打ちされた新しい觀念の創出を窺うことができる。また厳密な境を敷かれていなかった日系人という考え方がこの頃意識して

示されているのも、血脈によるルーツに対する意識の影響とみられる。

奏上された『新撰姓氏録』の構成は皇別・神別・諸蕃の配列となったが、これは当時始まった『日本書紀』の講読における制度の再編を目的とした「古代史の再発見」にあたって想起されたであろう配列に沿う形となっている。渡来系氏族は諸蕃と表現され、三体のなかでは最後に配列された。ただし当時さまざまな考え方が並列、混在していたこと、また当時の政権が再建をめざした律令制の本質は旧態の氏族制度による階層支配ではなく、当代の官職・官位を有した官人氏族層の形成と維持にこそあり、それを表すカバネ秩序が依然生きていたことから、『新撰姓氏録』の構成による出自の配列は一つの示しとして存在し続けたであろうが、それが唯一・絶対の規準でもなかったと思われる。この後、藤原・橘・平・源の四氏などにより参議の職が独占される時代に至る前までは、渡来系出自と目される人物が参議となる例がみられることもその証左となろう。

## 註

- ① 吉田孝・大隅清陽・佐々木恵介「九一〇世紀の日本—平安京」(『岩波講座日本通史古代4』、一九九五年)、村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』八四七、一九九五年)など。
- ② 九世紀における対外意識について外交面からの見解としては、九世紀中頃の承和年間から表面化した朝鮮の新羅との関係悪化、帰化の禁止など、東アジア諸国動乱の影響が国内の治安悪化をもたらすことをおそれ、次第に積極的な孤立主義に移行していったという指摘がなされ、律令制導入の際に確立した「東夷の小帝国」の世界観が破綻し、また異国に対する忌避傾向におちいり始めたといわれている(石上英一「古代国家と対外関係」『講座日本歴史2』東大出版会、一九八四年)。

③ 田中史生「律令国家と「蕃俗」—渡来系氏族の姓と出自の問題—」(『日本古代国家の民俗支配と渡来人』校倉書房、一九九七年)。田中氏は世代の変遷のほか、冠する姓が「蕃姓」であるか「和姓」であるかも、出自国の俗を有しているか否かの標となったとする。また、森公章氏は「○○人」という表記で著される人々を「在日外国人」という概念で一括して捉える考え方を示す(森公章「古代日本における在日外国人観小考」『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年)。なお「蕃姓」「和姓」に関連した姓の機能については、私は田中氏とは異なった見解をもつ。拙稿「八世紀における新来渡来人の改賜姓について」(『世界人権問題研究センター研究紀要』第四号、一九九九年)を参照されたい。

- ④ 原秀三郎「大化改新論批判序説」下(『日本史研究』八八)、井上光貞「庚午年籍と対氏政策」『日本古代史の諸問題』(思索社、一九四九年)。
- ⑤ 伊藤千浪「律令制下の渡来人賜姓」(『日本歴史』四四二、一九八五年)。
- ⑥ 都鄙分離にともなう京貫増加による改姓のうごき、人口増加にともなう小氏分立による新姓賜与、旧来の氏族的結合弛緩にともなう絶戸増加と課役の無い身分獲得を目的とした京畿外の人民の冒姓、諱による改姓を利用した下級官人の冒姓など。それぞれについては、村山修一『日本都市生活の源流』(関書院、一九五三年)、村井康彦「地方民の京貫一覽」(『古京年代記』付録所収、角川書店、一九七三年)、義江明子『日本古代の氏の構造』(吉川弘文館、一九八六年)、村井康彦「氏上から氏長者へ」(笠谷和比古編『公家と武家』二所収、思文閣出版、一九九九年)、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 研究篇』(吉川弘文館、一九六三年)参照。
- ⑦ 佐伯有清前掲註⑥書。
- ⑧ 佐伯有清前掲註⑥書。
- ⑨ 関晃「新撰姓氏録の撰修目的について」(『史学雑誌』第六〇編第三号、一九五一年)。
- ⑩ 佐伯有清前掲註⑥書。
- ⑪ 阿部武彦「上代氏族の祖先観について」(『史学雑誌』第五六編第四号、のち『日本古代の氏族と祭祀』(吉川弘文館、一九八四年)所収、津田左右吉『日本古典の研究』下(岩波書店、一九六三年)。
- ⑫ 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』(第一法規出版、一九八二年)。

同『古代氏族の系譜』（吉川弘文館、一九八七年）。

⑬ 田中史生前掲註③論文。

⑭ これより以前に推古天皇期に『天皇記』『国記』の修史事業が行われており、その際に諸氏から系譜の提出がなされた可能性はあるが、不詳である。

⑮ 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』（岩波書店、一九六〇年）。

⑯ 北村優季『藤原京と平城京』（加藤稔先生還暦記念会『東北文化論のたのめ』の先史学歴史学論集、一九九二年）。

⑰ 日本古典文学大系『日本書紀』「解説」（大野晋執筆）（岩波書店、一九六七年）。

⑱ 溝口睦子『古代氏族の系譜』（吉川弘文館、一九八七年）。また、義江氏は保管先の図書寮の職掌に「修撰国史」とあり、図書寮を管する中務卿の職掌に「監修国史」とあることから、譜牒は「国史編纂の素材」として、たんなる系譜ではなく、氏の由来に関わる多様な物語・伝承を含む記録を提出することが、諸氏に対して要請されたと考えられる」と考察されているが、実際の提出については、確実なのは「少なくとも天平宝字年間の撰氏族志所の設置以降」とし、弘仁私記序にある記載の全肯定は避けている。さらに治部省の大解部が掌るとされる「鞠問譜第争訟」があり、氏の系譜に関わる何らかの公式の記録が治部省に保管されていたことも、指摘されている（義江明子前掲註⑥書）。

⑲ 佐伯有清前掲註⑥書。なお、天平宝字年間の末に「氏族志」が編纂されたことは、『中臣氏系図』所引「延喜本系」に天平宝字五年撰氏族志所の宣に依り勘造所に進った本系帳からの引用とする文章が見え、また『新撰姓氏録』序に「宝字之末其争猶繁 仍聚名儒撰氏族志 抄案不平 逢時有難 諸儒解体 輟而不興」として、宝字末年に編纂事業が行われたが完成には至らなかったことが載ることから、知られている。

⑳ 岸俊男『藤原仲麻呂』（吉川弘文館、一九六九年）、笹山晴生『続日本紀と古代の史書』（新日本古典文学大系『続日本紀一』岩波書店、一九八九年）。

㉑ 『唐会要』卷三十六「氏族」。また中国の出生と身分制度の流れおよび唐代における氏族志の類の編纂については、仁井田陞「敦煌発見の天下望

姓氏族譜—唐代の身分的内婚制をめぐって—」『補訂 中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』（東京大学出版会、一九六二年）を参照された。

㉒ 佐伯有清前掲註⑥書。

㉓ 竹内理三「天武八姓制定の意義」『史淵』第四三輯、一九五〇年、のち『竹内理三著作集第四卷』（角川書店、二〇〇〇年）所収。

㉔ 義江明子前掲註⑥書。

㉕ 義江明子前掲註⑥書。

㉖ 末松保和『任那興亡史』（増訂再版、吉川弘文館、一九五六年）、佐伯有清前掲註⑥書、藤間生大『東アジア世界の形成』（春秋社、一九六六年）一〇五頁注（一）。

㉗ 『続日本紀』延暦九年十一月十日条。

㉘ 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（吉川弘文館、一九六九年）。

㉙ 『続日本紀』神龜元年五月十三日条。この日の賜姓については拙稿前掲註③論文参照。

㉚ 関晃「上代に於ける日本書紀講読の研究」、『史学雑誌』五三編十二号、一九四二年）、坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）。

㉛ 田中卓「日本紀弘仁講書と新撰姓氏録の撰述」、『藝林』創刊号、一九五〇年）。

㉜ 関晃前掲註③論文。

㉝ 弘仁十二年二月十七日付太政官符（『類聚三代格』卷五所収）。

㉞ 参議は大・納言につぐ重職。弘仁年間以後の渡来系氏族の任官例を『公卿補任』にみると、大納言に坂上田村麻呂（弘仁二年）、参議に菅野真道（弘仁二年）、春澄善綱（貞観二年）がみえる。坂上は中国系、菅野は百済系氏族。春澄は旧姓猪名部造で渡来系の土木技術者である猪名部とその伴造の後裔氏族。『新撰姓氏録』では物部氏系と百済系の二つの系統をのせ、造姓は物部氏系の神別と称している。